

平成23年度静岡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 1,006床

一般病床 1,000床

感染症病床 6床

(2) 患者数 年間延患者数

入院 310,308人 外来 502,600人

1日平均患者数

入院 847人 外来 2,059人

(3) 主要な建設改良事業 設備改造事業 96,602千円

医療器械等購入 1,045,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益 27,717,000千円

第1項 医業収益 24,965,650千円

第2項 医業外収益 2,651,350千円

第3項 特別利益 100,000千円

支 出

第1款 病院事業費用 27,717,000千円

第1項 医業費用 26,708,044千円

第2項 医業外費用 1,006,956千円

第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,757,900千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	301,100千円
第1項 企業債	300,000千円
第2項 貸付金返還金	1,035千円
第3項 基金運用収入	65千円

支 出

第1款 資本的支出	2,059,000千円
第1項 建設改良費	1,142,202千円
第2項 貸付金	50,400千円
第3項 企業債償還金	866,333千円
第4項 基金積立金	65千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市政総合ネットワークシステム機器設置費(その5) (清水病院)	平成24～28年度	1,800千円
医療機器設置費(その2) (清水病院)	平成24～28年度	100,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業 (清水病院)	300,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借 又は債券 発行	7%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 11,496,489千円

(2) 交際費 600千円

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、480,000千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、7,114,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医 療 器 械	超電導磁気共鳴診断装置	一 式

平成23年2月22日提出

静岡市長 小 嶋 善 吉

平成23年度静岡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 286,022戸

(2) 年 間 総 給 水 量 84,817,327m³

(3) 一 日 平 均 給 水 量 231,741m³

(4) 主要な建設改良事業

拡張事業費・配水管布設費・施設費 7,127,896千円

静岡清水送水ルート整備事業、鎌田配水場築造工事、

由比第1浄水場改修工事及び管網整備等

送 配 水 管 布 設 17,850m

導送配水管布設替 10,280m

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益 10,475,000千円

第1項 営 業 収 益 10,435,678千円

第2項 営 業 外 収 益 39,322千円

支 出

第1款 水道事業費用 10,018,000千円

第1項 営 業 費 用 8,287,163千円

第2項 営 業 外 費 用 1,729,837千円

第3項 予 備 費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,229,000千円は、減債積立金1,004,595千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額331,302千円及び過年度分損益勘定留保資金3,893,103千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	4,090,000千円
第1項 企 業 債	3,700,000千円
第2項 国 庫 支 出 金	140,250千円
第3項 他 会 計 支 出 金	9,699千円
第4項 負 担 金	240,051千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	9,319,000千円
第1項 建 設 改 良 費	7,226,739千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,091,261千円
第3項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水受付システム機器設置費	平成24～28年度	1,418千円
市政総合ネットワークシステム機器設置費(第3期分)	平成24～28年度	2,835千円
上下水道局財務会計システム機器設置費	平成24～28年度	4,595千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	3,700,000千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成23年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における、営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,732,298千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 薬科地区水道整備事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,699千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、65,333千円と定める。

平成23年2月22日提出

静岡市長 小 嶋 善 吉

平成 23 年度静岡市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 23 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水設備設置戸数	226,400戸
(2) 年間総処理水量	119,700,000m ³
(3) 一日平均処理水量	328,000m ³
(4) 主要な建設改良事業	
下水道整備事業	9,585,774千円
下水道管渠布設等	40,920m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 下水道事業収益	18,926,000千円
第 1 項 営業収益	15,222,134千円
第 2 項 営業外収益	3,703,866千円
支 出	
第 1 款 下水道事業費用	18,926,000千円
第 1 項 営業費用	14,667,754千円
第 2 項 営業外費用	4,257,246千円
第 3 項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,235,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額255,679千円、当年度分損益勘定留保資金7,979,270千円及び資本剰余金(受益者負担金)50千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	11,302,000千円
第1項 企 業 債	7,054,800千円
第2項 出 資 金	624,100千円
第3項 国庫(県)支出金	3,122,180千円
第4項 負 担 金	499,252千円
第5項 その他資本的収入	1,668千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	19,537,000千円
第1項 建 設 改 良 費	10,015,317千円
第2項 企 業 債 償 還 金	9,520,000千円
第3項 受益者負担金返還金	50千円
第4項 その他資本的支出	633千円
第5項 予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道建設事業費	平成24年度	2,704,000千円
	平成24～25年度	539千円
下水道台帳管理システムデータ整備費	平成24年度	253,732千円
市政総合ネットワークシステム機器設置費(第3期分)	平成24～28年度	2,835千円
上下水道局財務会計システム機器設置費	平成24～28年度	4,595千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	7,054,800千円	1 借入先 政府、銀行その他 2 借入方法 普通貸借又は債券発行 3 借入時期 平成23年度 ただし、事業進ちよく又は財政その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,005,982千円
(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、408,000千円である。

平成23年2月22日提出

静岡市長 小嶋善吉